

## 環境関連法規制等の動き 2024年度上期(2024.3.19~2024.9.24) まとめ

記号	法令名	2024年度上期の主な法令改正 (詳細は掲載月の環境関連法規制等の動きをご覧ください。)
A	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	改正建築物省エネ法の施行日が2025.4.1に決まりました。改正法では、原則全ての新築非住宅等への省エネ基準適合を義務付け等します。また、省エネ基準への適合免除の建築の規模が、床面積が10㎡以下の建築物とされました。

↓ (掲載月-番号は毎月発行の環境関連法規制等の動き 掲載月-掲載法令番号です)

記号	分野	法律名	掲載月-番号	代表改正法令名称	他件数	法令番号	公布日	施行日	法令内容	適用者
	地球温暖化	地球温暖化対策の推進に関する法律	7-1	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律	-	法律第56号	2024.6.19	2025.4.1他	パリ協定に基づく日本の目標の確実な達成に向けて国内外で地球温暖化対策を加速するため、二国間クレジット制度(JCM)の着実な実施を確保するための体制強化、並びに地域共生型再エネの導入促進に向けた地域脱炭素化促進事業制度の拡充等を実施します。	-
	廃棄物	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	5-2	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令	1	環境省令第20号	2024.4.19	同日	PCB使用製品を所有する事業者は、当該製品を廃棄または環境大臣が定める方法により当該油に含まれるPCB含有量を基準以下まで除去しなければなりません。今般、低濃度PCB廃棄物(廃油)の該当基準等を踏まえて、同基準が0.5mg/kg以下に改められました。	当該PCB使用製品を所有する事業者
	エネルギー	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	7-3	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令	-	経済産業省令第47号	2024.7.18	2025.4.1	同法に基づく定期報告書の様式が変更されました。2025年から提出する様式に任意の報告としてダイヤモンド・リスポンスの実施量等についての内容が追加されます。	同法に基づく特定事業者
A	エネルギー	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	5-1	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	1	政令第171号	2024.4.19	2025.4.1	改正法の施行日が2025.4.1に決まりました。改正法では、原則全ての新築非住宅等への省エネ基準適合を義務付け等します。また、省エネ基準への適合を求めない建築の規模が、床面積が10㎡以下の建築物とされました。	当該建物を建築する事業者
	化学物質	毒物及び劇物取締法	6-1	毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令	-	政令第196号	2024.5.29	2024.6.1他	農薬等に使用されるフルペンチオフェノックスが劇物に指定されました。その他シクロピラニルが劇物から除外、ダイアジンの劇物からの除外濃度に変更されました。物質の正式名称は下記参考をご確認ください。	当該物質を取扱う事業者
	化学物質	水銀による環境の汚染の防止に関する法律	5-4	新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令	-	内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境省令第4号	2024.4.26	同日	同法では、既存の用途に利用する水銀使用製品以外の水銀使用製品の製造・販売について原則禁止しています。今回、新たに存在が判明した6つの水銀使用製品を既存の用途に利用する水銀使用製品として追加しました。	当該水銀使用製品を製造・販売する事業者
	化学物質	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	7-2	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令	1	政令第244号	2024.7.10	6ヵ月以内他	PFOAの分枝異性体又はその塩及びPFOA関連物質を第一種特定化学物質へ指定すると共に、当該物質を使用するはっ水剤等の輸入禁止製品が指定されました。	当該物質を製造又は輸入する事業者
	化学物質	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	5-3	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第3項の表PFOS又はその塩の項又はPFOA又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令	1	総務・厚生労働・経済産業・国土交通・環境・防衛省令第1号	2024.5.1	2024.6.1	23.12.1公布の改正化審法施行令に係る改正です。ペルフルオロ(ヘキサ)フルオロリン酸(PFHxS)等が第一種特定化学物質に指定されたことに伴い、これらが使用されている消火器等が題記省令及び告示に追加されました。	当該製品を業として取り扱う事業者等
	循環型社会	資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律	6-3	資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律	-	法律第41号	2024.5.29	1年以内6ヵ月以内	この法律は、資源の循環を行ううえで製造業者等が必要とする質と量の再生材が確実に供給されるよう、再資源化事業等の高度化を促進し、資源循環産業の発展を目指すため制定されました。廃棄物処分業者(廃掃法に基づく業者)の判断の基準となるべき事項の策定や、先進的な再資源化事業等の高度化の取組みを促進するため、環境大臣による認定制度を創設等します。	廃棄物処分事業者等
	循環型社会	合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律	6-2	合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第3章に規定する木材関連事業者による合法性の確認等の実施等に関する省令	2	農林水産・経済産業省令第2号	2024.6.3	2025.4.1	2023.5.8公布の改正法において新たに木材関連事業者が木材等の譲受け等をする際に、合法性の確認等が義務付けされたことに伴い、合法性の確認の方法や記録の作成・保存方法等が規定等されました。	当該木材関連事業者

循環型社会	使用済自動車の再資源化等に関する法律	7-4	使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令	-	経済産業・環境省令第9号	2024.6.28	同日	同法(第27条)に基づき記録・保存する特定再資源化等物品の <b>再資源化等に関する帳簿</b> について、SSDやクラウド等の <b>電磁的記録が利用</b> できるようになりました。	同法に基づく帳簿を記録・保存する事業者
		4-1	使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則及び使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令	-	経済産業・環境省令第2号	2024.3.21	2024.4.1	23.6.16公布の改正デジタル一括法において、自動車リサイクル法に基づく <b>使用済自動車等の引取業者及び解体業者等</b> は、登録番号等を <b>事業所のウェブサイトで公表</b> することとされました(2024.4.1施行)。今回、ウェブサイトを有していない等の場合はウェブサイト公表の <b>適用除外とできる規定</b> が定められました。また、同法に係る書面の保存等について、これまでの磁気ディスク等の記録媒体から電磁的記録媒体を用いることに変更されました。	同法に基づく当該事業者
安全管理	労働安全衛生法	6-4	労働安全衛生規則の一部を改正する省令	1	厚生労働省令第95号	2024.6.3	2024.10.1	労働法に基づく、対地電圧が50ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車整備業務に係る特別教育の実施について、低圧を超える蓄電池を内蔵する自動車が登場し普及することが想定されることから、 <b>特別教育内容を当該蓄電池内蔵自動車の整備にも拡大</b> する改正が行われました。	当該業務を有する事業者
		5-6	労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件	-	厚生労働省告示第196号	2024.5.8	2025.10.1	事業者は <b>リスクアセスメント対象物</b> (法第57条の3)のうち、一定程度のばく露に抑えることで、労働者の健康障害のおそれがない物については、 <b>労働者が屋内作業場でばく露される程度を濃度基準値以下</b> としなければなりません。今回その対象が <b>112物質追加</b> されました。	当該物質を製造又は取り扱う業務を有する事業者
		5-5	労働安全衛生規則の一部を改正する省令	-	厚生労働省令第79号	2024.4.25	2026.7.1他	労働法に基づく新規化学物質の有害性の調査の結果等の <b>届出又は申請が原則電子化</b> されます(26.7.1施行)。また、官報公示により行っていた新規化学物質の名称の公表をインターネットの利用その他の適切な方法により行う(24.7.1施行)こととされました。	当該物質を届出等する事業者
		4-2	作業環境測定基準等の一部を改正する告示	-	厚生労働省告示第187号	2024.4.10	2025.1.1他	労働法第65条に基づき、有害な業務を行う屋内作業場等(政令で定めるもの)では、題記基準に従って <b>作業環境測定</b> を行うことを義務付けています。今回、 <b>個人サンプリング法</b> により行う作業環境測定の対象物質に <b>ジクロロベンジジン及びその塩など13物質を新たに追加</b> する(25.1.1施行)改正等が行われました。	当該物質の作業環境測定を行う事業者
	消防法	9-1	危険物の規制に関する政令別表第1及び同令別表第2の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令	-	総務省令第83号	2024.8.30	2025.3.1	24.5.29公布の毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令において劇物に指定された農薬等に使用される <b>フルペンチオフェノックス</b> は、加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生することから、新たに <b>消防活動阻害物質</b> に指定されました。	当該物質を指定数量以上貯蔵等する事業者
		8-1	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令	-	総務省令第78号	2024.7.31	同日	消防法(第14条の3の2)に基づき、危険物の規制に関する政令(第8条の5)で定める <b>危険物を取り扱う地下タンク等を有する製造所等</b> では、 <b>1年に1回以上定期点検</b> を行う必要があります。今回、 <b>常時監視の装置の設置等</b> が講じられ、かつ、市町村長等が保安上支障はないと認める場合に、市町村長が定める時期に点検を行えるようになりました。	同法に基づく当該設備を有する事業者